

2019年8月

消費税率等の変更に伴う手数料請求に関するお知らせ

日頃は、弊協会に格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび消費税法が改正され、2019年10月1日から施行される運びとなりました。

つきましては、心苦しい次第ではございますが、2019年10月1日以降の弊協会の手数料に係る消費税及び地方消費税は、新税率の10%によることとさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、前納制度をご利用いただいているお客さまで、施行日を跨いでいるお客さまにおかれましては、2019年10月以降の請求月に消費税率の差額分(2%分)を合わせてご請求申し上げます。

今回の変更は、税法改正に伴う事情であることをご賢察いただき、格別のご理解を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上